

別表一の二次葉

「50」欄に記載があり、中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

- (注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。
 2 別表一の二「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。
 3 連結親法人が適用除外事業者(*)に該当する普通法人である場合は、本特例の対象から除かれますので、適用額明細書に記載しないでください。
 (*) 適用除外事業者とは、その連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の合計額をその各連結事業年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額(判定連結親法人及びその連結子法人の全てが設立後3年を経過していないことや判定連結親法人又はその連結子法人が特定合併等に係る合併法人等に該当するものであること等の一定の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額)が15億円を超える連結親法人及びその連結子法人をいいます。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等である連結法人の法人税率の特例	第68条の8第1項の表の第1号	10369 ※1	「50」欄の金額
	第68条の8第1項の表の第2号	10370 ※2	
	第68条の8第1項の表の第3号	10371 ※3	
	第68条の8第2項	10372 ※4	

※1 連結親法人が普通法人であり、当該各連結事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である場合又は資本金若しくは出資金を有していない場合(特定の医療法人である場合を除きます。)

※2 連結親法人が協同組合等(特定の協同組合等を除きます。)である場合

※3 連結親法人が特定の医療法人である場合

※4 連結親法人が特定の協同組合等(*)である場合

(*) 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限ります。)のうち、租税特別措置法第68条の108第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「50」又は「52」欄に記載があり、特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(注) 別表一の二「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例	第68条の100第1項	10382	「50」及び「52」欄の合計金額